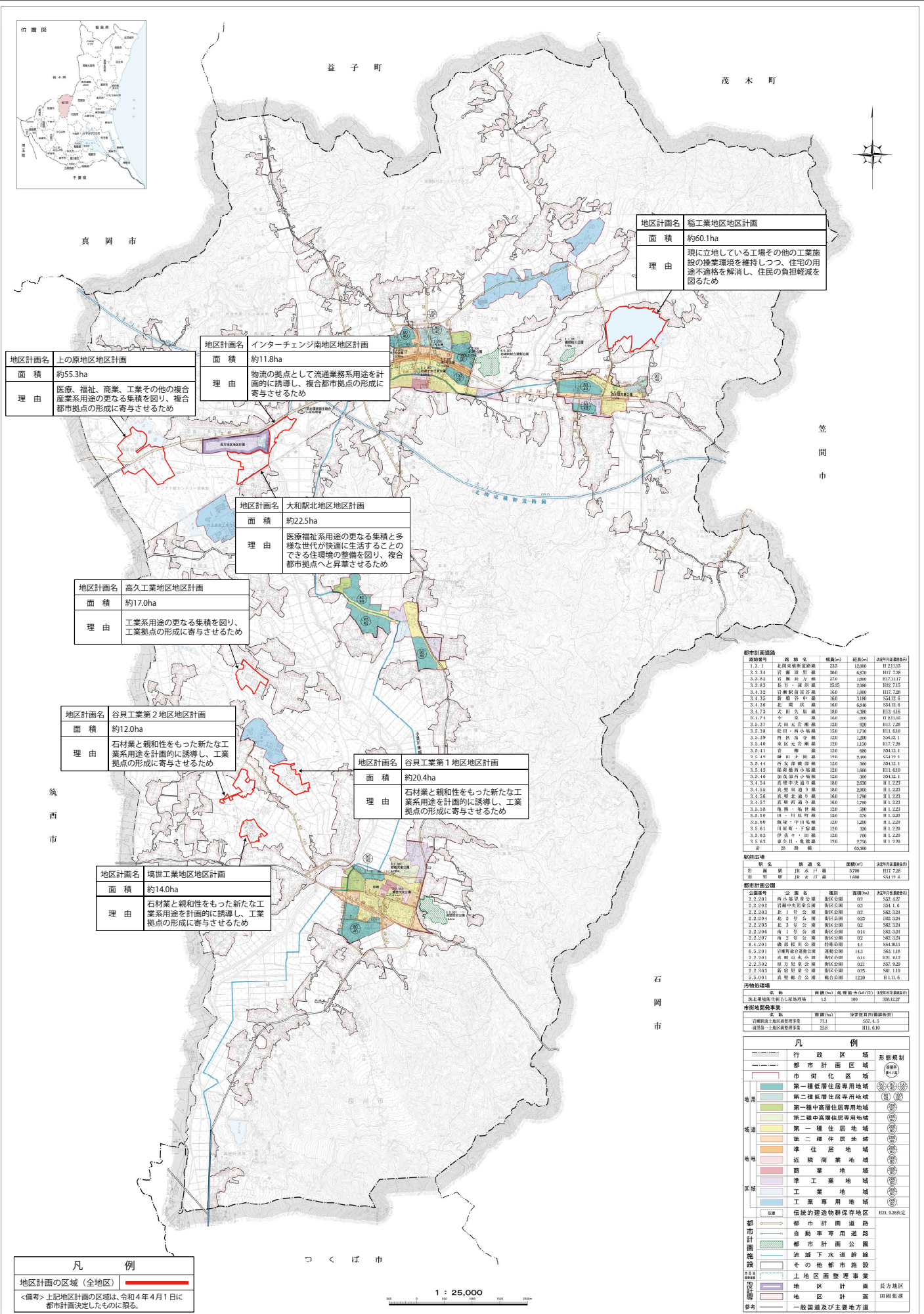


# 地区計画総括図

「国土利用計画法」第11条第1項第2号の地区計画（以下「地区計画」という。）の区域を定めることに関する条例（令和4年4月1日現在）に基づき作成されたものである。

令和三年三月



地区計画名	稲工業地区地区計画
面積	約60.1ha
理由	現に立地している工場その他の工業施設の操業環境を維持しつつ、住宅の用途不適格を解消し、住民の負担軽減を図るため

地区計画名	インターチェンジ南地区地区計画
面積	約11.8ha
理由	物流の拠点として流通業務系用途を計画的に誘導し、複合都市拠点の形成に寄与させるため

地区計画名	上の原地区地区計画
面積	約55.3ha
理由	医療、福祉、商業、工業その他の複合産業系用途の更なる集積を図り、複合都市拠点の形成に寄与させるため

地区計画名	大和駅北地区地区計画
面積	約22.5ha
理由	医療福祉系用途の更なる集積と多様な世代が快適に生活することのできる住環境の整備を図り、複合都市拠点へと昇華させるため

地区計画名	高久工業地区地区計画
面積	約17.0ha
理由	工業系用途の更なる集積を図り、工業拠点の形成に寄与させるため

地区計画名	谷貝工業第2地区地区計画
面積	約12.0ha
理由	石材業と親和性をもった新たな工業系用途を計画的に誘導し、工業拠点の形成に寄与させるため

地区計画名	谷貝工業第1地区地区計画
面積	約20.4ha
理由	石材業と親和性をもった新たな工業系用途を計画的に誘導し、工業拠点の形成に寄与させるため

地区計画名	埴世工業地区地区計画
面積	約14.0ha
理由	石材業と親和性をもった新たな工業系用途を計画的に誘導し、工業拠点の形成に寄与させるため

路線番号	路線名	幅員(m)	延長(m)	決算年度(路線番号)
1.3.1	碓氷線新田線	215	12,000	H 21.115
3.2.34	宇都宮線	300	6,670	H17.7.28
3.3.62	石原線	17.0	1,000	H17.11.17
3.3.63	長月線	25.05	2,000	H22.7.15
3.4.32	吾妻線	15.0	1,000	H17.7.28
3.4.35	新田線	16.0	3,180	SS412.6
3.4.36	碓氷線	16.0	6,640	SS412.6
3.4.73	大田久保線	18.0	4,280	H13.4.16
3.4.74	宇都宮線	16.0	800	H 10.11.12
3.5.37	大田久保線	12.0	920	H17.7.28
3.5.38	碓氷線	15.0	1,710	H11.6.10
3.5.39	碓氷線	12.0	1,200	SS412.1
3.5.40	碓氷線	12.0	1,150	H17.7.28
3.5.41	吾妻線	12.0	800	SS412.1
3.5.42	碓氷線	12.0	9,000	SS419.1
3.5.43	碓氷線	12.0	300	SS412.1
3.5.44	碓氷線	12.0	1,600	H11.6.10
3.5.45	碓氷線	12.0	2,630	H 1.2.21
3.5.46	碓氷線	16.0	2,560	H 1.2.21
3.5.47	碓氷線	16.0	1,750	H 1.2.21
3.5.48	碓氷線	12.0	500	H 1.2.21
3.5.49	碓氷線	16.0	870	H 1.2.21
3.5.50	碓氷線	12.0	1,200	H 1.2.21
3.5.51	碓氷線	12.0	320	H 1.2.21
3.5.52	伊豆線	12.0	700	H 1.2.21
3.5.53	碓氷線	12.0	970	H 1.2.21
計	碓氷線		63,500	

駅名	駅種別	面積(m <sup>2</sup> )	決算年度(駅種別)
吾妻線	駅舎	5,700	H17.7.28
碓氷線	駅舎	1,600	SS419.6

路線番号	公園名	種別	面積(m <sup>2</sup> )	決算年度(種別)
2.2.202	碓氷線沿線公園	沿線公園	67	SS 4.97
2.2.203	碓氷線沿線公園	沿線公園	63	SS41.6
2.2.204	碓氷線沿線公園	沿線公園	62	SS 3.24
2.2.205	碓氷線沿線公園	沿線公園	605	SS 3.24
2.2.206	碓氷線沿線公園	沿線公園	62	SS 3.24
2.2.207	碓氷線沿線公園	沿線公園	614	SS 3.24
2.2.208	碓氷線沿線公園	沿線公園	62	SS 3.24
2.2.209	碓氷線沿線公園	沿線公園	64	SS410.11
2.2.210	碓氷線沿線公園	沿線公園	143	SS 3.118
2.2.211	碓氷線沿線公園	沿線公園	614	H11.6.10
2.2.212	碓氷線沿線公園	沿線公園	621	SS7.9.29
2.2.213	碓氷線沿線公園	沿線公園	625	SS 1.110
2.2.214	碓氷線沿線公園	沿線公園	1,200	H 11.6

名称	面積(m <sup>2</sup> )	総面積(m <sup>2</sup> )	決算年度(総面積)
碓氷線沿線公園	1,200	1,200	SS419.6

凡例	行政区域	形態規制
地区計画の区域(全地区)	碓氷川市	碓氷川市
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域	第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域	第二種住居地域
準住居地域	準住居地域	準住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域
商業地域	商業地域	商業地域
準工業地域	準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域	工業地域
伝統的建造物保存地区	伝統的建造物保存地区	伝統的建造物保存地区
都市計画道路	都市計画道路	都市計画道路
自動車専用道路	自動車専用道路	自動車専用道路
都市計画公園	都市計画公園	都市計画公園
沿河下水道線	沿河下水道線	沿河下水道線
その他都市施設	その他都市施設	その他都市施設
土地区画整理事業	土地区画整理事業	土地区画整理事業
地区計画	地区計画	地区計画
地区	地区	地区
一般国道及び主要地方道	一般国道及び主要地方道	一般国道及び主要地方道

凡例	地区計画の区域(全地区)
備考	上記地区計画の区域は、令和4年4月1日に都市計画決定したものに限る。

1 : 25,000



# 下館・結城都市計画区域 用途地域総括図

「用途地域」は国土利用計画法（昭和49年法律第125号）に基づき、国土利用計画法施行令（昭和49年国土庁令第125号）に基づき定められたものである。

令和三年三月



真岡市

益子町

茂木町

番号	1
地区名	間中工業南地区
面積	約2.4ha
理由	住宅の用途不適格を解消し、住民の負担軽減を図るため

番号	2
地区名	稲工業地区
面積	約60.1ha
理由	現に立地している工場その他の工業施設の操業環境を維持しつつ、住宅の用途不適格を解消し、住民の負担軽減を図るため

城西市

桜川市

笠間市

道路種別	路線名	幅員(m)	延長(m)	決算年度(路線別)
1.3.1	長尾新橋道路	25.5	12,000	H 211.15
3.2.34	宮原道路	30.0	6,570	H17.7.28
3.3.42	石原地区内線	17.0	4,000	H17.11.17
3.3.43	長月・藤原線	25.05	2,000	H12.7.15
3.4.32	宮原駅前道路	15.0	1,000	H17.7.28
3.4.35	新橋中線	16.0	3,180	SS412.6
3.4.36	北郷線	16.0	6,640	SS412.6
3.4.73	大田久野線	18.0	4,280	H13.4.16
3.4.74	幸志線	16.0	800	H 011.12
3.5.27	大田大宮線	12.0	920	H17.7.28
3.5.38	松田・西水線	15.0	1,710	H11.6.10
3.5.39	西水線	12.0	1,200	SS412.1
3.5.40	草区元宮線	12.0	1,150	H17.7.28
3.5.41	青柳線	12.0	800	SS412.1
3.5.47	野田上線	12.0	3,000	SS419.1
3.5.48	西水線	12.0	300	SS412.1
3.5.49	藤原西水線	12.0	1,600	H11.6.10
3.5.51	宮原中宮線	18.0	2,630	H 1.2.23
3.5.55	宮原中宮線	18.0	2,600	H 1.2.23
3.5.56	宮原中宮線	16.0	1,700	H 1.2.23
3.5.57	宮原中宮線	16.0	1,700	H 1.2.23
3.5.58	宮原中宮線	12.0	500	H 1.2.23
3.5.59	川原野線	18.0	870	H 1.9.20
3.5.60	宮原中宮線	12.0	1,200	H 1.2.23
3.5.61	川原野・下野線	12.0	320	H 1.2.20
3.5.62	伊豆・田線	12.0	700	H 1.2.20
3.5.63	伊豆・田線	12.0	970	H 1.9.20
計	28路線		63,500	

駅前広場	駅名	駅直下	面積(m <sup>2</sup> )	決算年度(路線別)
若菜駅	若菜	5,700	H17.7.28	
野田駅	野田	1,600	SS419.6	

都市計画公園	公園名	種別	面積(ha)	決算年度(路線別)
2.2.201	西水地区公園	街区公園	0.7	SS 4.97
2.2.202	宮原地区公園	街区公園	0.3	SS414.5
2.2.203	北1号公園	街区公園	0.2	SS 3.24
2.2.204	北2号公園	街区公園	0.05	SS 3.24
2.2.205	北3号公園	街区公園	0.14	SS 3.24
2.2.206	南1号公園	街区公園	0.14	SS 3.24
2.2.207	南2号公園	街区公園	0.2	SS 3.24
2.2.208	南3号公園	街区公園	0.1	SS410.11
6.5.201	宮原町公園	運動公園	14.3	SS 3.118
2.2.209	宮原町公園	運動公園	0.14	SS 3.118
2.2.210	宮原町公園	運動公園	0.21	SS 3.24
2.2.211	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.212	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.213	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.214	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.215	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.216	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.217	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.218	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.219	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.220	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.221	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.222	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.223	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.224	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.225	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.226	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.227	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.228	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.229	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.230	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.231	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.232	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.233	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.234	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.235	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.236	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.237	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.238	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.239	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.240	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.241	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.242	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.243	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.244	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.245	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.246	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.247	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.248	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.249	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110
2.2.250	宮原町公園	運動公園	0.25	SS 1.110

汚物処理場	名称	面積(ha)	処理能力(t/d)	決算年度(路線別)
宮原町汚物処理場	宮原町	1.7	100	SS 3.117

市街地開発事業	名称	面積(ha)	決算年度(路線別)
宮原町市街地開発事業	宮原町	221.4	SS 3.117
若菜町市街地開発事業	若菜町	25.8	H11.6.10

凡例		
地区計画(市街化調整区域)	田園集落	
地区計画(市街化調整区域)	工業	
地区計画その他		

つくば市

1 : 25,000

凡例		
行政区域	形	色
市街化区域	市街化区域	SS
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	SS1
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	SS2
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	SS3
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	SS4
第一種住居地域	第一種住居地域	SS5
第二種住居地域	第二種住居地域	SS6
準工業地域	準工業地域	SS7
工業地域	工業地域	SS8
工業専用地域	工業専用地域	SS9
伝統的建造物保存地区	伝統的建造物保存地区	SS10
都市計画道路	都市計画道路	SS11
自動車専用道路	自動車専用道路	SS12
都市計画公園	都市計画公園	SS13
湧降下水道線	湧降下水道線	SS14
その他都市施設	その他都市施設	SS15
土地地区整理事業	土地地区整理事業	SS16
一般国道及び主要地方道	一般国道及び主要地方道	SS17

## 地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要表

この表は、用途地域に係る建築物の用途の制限の概要表に、地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要を加えたものです。

建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	住宅エリア	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	福祉住宅エリア	医療福祉エリア	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考	
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
建築物の用途制限		○ … 建築ができる用途 ■ … 原則として建築ができない用途 ①, ②, ③, ④, ▲, ■ … 面積, 階数等の制限あり																	
住宅, 共同住宅, 寄宿舍, 下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	②	③	○	○	○	○	○	○	①	○	○	○	○	④	○
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	②	③	○	○	○	○	○	○	⑤	○	○	○	○	④	○
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの					③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④	○
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの																	④	○
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの																	④	○
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの																		
事務所等	事務所等の床面積が 200㎡以下のもの					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事務所等の床面積が 200㎡を超え、500㎡以下のもの					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの																	○	○
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの																	○	○
ホテル, 旅館							①	①	▲	○	○		○	○	○	○	○	○	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場, スケート場, 水泳場, ゴルフ練習場, パッティング練習場等								▲	○	○		○	○	○	○	○	○	
	カラオケボックス等								▲	▲			○	○	○	▲	▲	▲	
	麻雀屋, ぱちんこ屋, 射的場, 馬券・車券発売所等								▲	▲			○	○	○	▲	▲	▲	
	劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場										①		○	○	○			②	
	キャバレー, ナイトクラブ等, 個室付浴場等													○	▲			○	
公共施設・病院・学校等	幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大学, 高等専門学校, 専修学校等					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	巡査派出所, 一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	神社, 寺院, 教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	病院					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	公衆浴場, 診療所, 保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	老人ホーム, 身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	老人福祉センター, 児童厚生施設等	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○
	自動車教習所									▲	○	○		○	○	○	○	○	○
工場・倉庫等	単独車庫(付属車庫を除く)				▲	▲	▲	▲	▲	▲	○		○	○	○	○	○	○	▲
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	①	②	②	■	■	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	○
	(注)一団地の敷地内については別に制限あり																		
	倉庫業倉庫											○	○	○	○	○	○	○	○
	自家用倉庫					①	■	■	②	○	○	③	○	○	○	○	○	○	○
	畜舎(15㎡を超えるもの)									▲	○		○	○	○	○	○	○	○
	パン屋, 米屋, 豆腐屋, 菓子屋, 洋服店, 畳屋, 建具屋, 自転車店等で、作業場の床面積が50㎡以下	①	①	①	①	○	○	○	○	○	○	②	○	○	○	○	○	○	○
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場									①	①	①	②	③	③	○	○	○	○
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場													③	③	○	○	○	○
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場															○	○	○	○
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場																○	○	○	
自動車修理工場	原動機の制限あり 作業場の床面積																		
	① 50㎡以下																		
	② 150㎡以下																		
	③ 300㎡以下																		
火薬, 石油類, ガスなどの危険物貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設																		
	量が少ない施設																		
	量がやや多い施設																		
	量が多い施設																		
卸売市場, 火葬場, と畜場, 汚物処理場, ごみ焼却場等		都市計画決定が必要																	



## 地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要表

この表は、用途地域に係る建築物の用途の制限の概要表に、地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要を加えたものです。

建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	流通業務エリア	工業地域	工業専用地域	(用途地域調整区域を除く)	備考
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	○	④	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	⑤	○	○	○	○	○	④	○	③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く ⑤ 農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○		○	○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの									○	○	○	○	○			
事務所等	事務所等の床面積が 200㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 200㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの					○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館					▲	○	○		○	○	○	▲			○	▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等					▲	○	○		○	○	○	▲	○		○	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等						▲	▲		○	○	○		▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等						▲	▲		○	○	○		▲		▲	▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							①		○	○	○				②	① 客席200㎡未満 10,000㎡以下 ② 10,000㎡以下
	キャバレー、ナイトクラブ等、個室付浴場等										○	▲				○	▲ 個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所					▲	○	○		○	○	○	▲	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫(付属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
	倉庫業倉庫							○		○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下 ③ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る
	自家用倉庫				①	②	○	○	③	○	○	○	○	○	○	○	
	畜舎(15㎡を超えるもの)					▲	○	○		○	○	○	▲	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の床面積が50㎡以下		①	①	①	○	○	○	②	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり。① 2階以下 ② 上記の制限に加えて、農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するもの(著しい騒音を発生するものを除く。)に限る
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	②	③	③	○	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									③	③	○	○	○	○	○	② 農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するもの(著しい騒音を発生するものを除く。)に限る
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○	○	○	○	③ 150㎡以下
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場														○	○	原動機の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下
自動車修理工場					①	①	②		③	③	○	○	○	○	○		
火薬、石油類、ガスなどの危険物貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	量が少ない施設									○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下
	量がやや多い施設											○	○	○	○	○	② 3,000㎡以下
	量が多い施設													○	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画決定が必要																

## 地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要表

この表は、用途地域に係る建築物の用途の制限の概要表に、地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要を加えたものです。

建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	複合産業エリア	工業地域	工業専用地域	(用途地域調整区域を除く)	備考	
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	○	④	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下	
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	⑤	○	○	○	○	○	④	○	② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○		○	○	○	○	○	④	○	③ 2階以下	
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	④	○	④ 物品販売店舗、飲食店を除く	
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	④	○	⑤ 農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの										○	○	○					
事務所等	事務所等の床面積が 200㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下	
	事務所等の床面積が 200㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの					○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館						▲	○	○		○	○	○	○			▲ 3,000㎡以下		
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	カラオケボックス等						▲	▲		○	○	○		▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等						▲	▲		○	○	○		▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							①		○	○	○	②			②	① 客席200㎡未満 10,000㎡以下 ② 10,000㎡以下	
	キャバレー、ナイトクラブ等、個室付浴場等										○	▲				○	▲ 個室付浴場等を除く	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院			○	○	○	○	○		○	○	○	○					
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下	
	自動車教習所					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
工場・倉庫等	単独車庫(付属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下	
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下	
	(注)一団地の敷地内については別に制限あり																	
	倉庫業倉庫							○		○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下	
	自家用倉庫				①	②	○	○	③	○	○	○	○	○	○	○	③ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る	
	畜舎(15㎡を超えるもの)					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の床面積が50㎡以下		①	①	①	○	○	○	②	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり。① 2階以下 ② 上記の制限に加えて、農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するもの(著しい騒音を発生するものを除く。)に限る
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						①	①	①	②	③	③	○	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場										③	③	○	○	○	○	○	① 50㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場												○	○	○	○	○	② 農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するもの(著しい騒音を発生するものを除く。)に限る
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場																	③ 150㎡以下	
自動車修理工場						①	①	②		③	③	○	○	○	○	○	原動機の制限あり 作業場の床面積	
火薬、石油類、ガスなどの危険物貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○		○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下	
	量が少ない施設									○	○	○	○	○	○	○		
	量がやや多い施設											○	○	○	○	○		
	量が多い施設													○	○	○		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画決定が必要																

## 地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要表

この表は、用途地域に係る建築物の用途の制限の概要表に、地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要を加えたものです。

建築物の用途制限		第一種	第二種	第一種	第二種	第一種	第二種	準	田	近	商	準	工	工	工	（用途街地 域の指 定区域 をない く地域）	備 考
		種低層 住居専 用地域	種低層 住居専 用地域	種中高 層住居 専用地 域	種中高 層住居 専用地 域	種一 種住居 地域	種二 種住居 地域	住居 地域	園 住居 地域	隣 商業 地域	業 業 地 域	業 業 地 域	業 業 地 域	業 業 地 域	業 業 地 域		
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く ⑤ 農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	⑤	○	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの									○	○	○					
事務所等	事務所等の床面積が 200㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が 200㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの					○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館						▲	○	○		○	○	○				○	▲ 3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等					▲	○	○		○	○	○				○	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等						▲	▲		○	○	○		▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等						▲	▲		○	○	○		▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							①		○	○	○				②	① 客席200㎡未満 10,000㎡以下 ② 10,000㎡以下
	キャバレー、ナイトクラブ等、個室付浴場等										○	▲				○	▲ 個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○		○	○	○				○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（付属車庫を除く）			▲	▲	▲	▲	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下 (注)一団地の敷地内については別に制限あり
	倉庫業倉庫							○		○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
	自家用倉庫				①	②	○	○	③	○	○	○	○	○	○	○	③ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る
	畜舎（15㎡を超えるもの）					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の床面積が50㎡以下		①	①	①	○	○	○	②	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり。① 2階以下 ② 上記の制限に加えて、農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するもの（著しい騒音を発生するものを除く。）に限る
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	②	③	③	○	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									③	③	○	○	○	○	○	① 50㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○	○	○	○	② 農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するもの（著しい騒音を発生するものを除く。）に限る
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○	○	○	○	③ 150㎡以下
自動車修理工場					①	①	②		③	③	○	○	○	○	○	原動機の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下	
火薬、石油類、ガスなどの危険物貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○		○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
	量が少ない施設									○	○	○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設											○	○	○	○	○	
	量が多い施設												○	○	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画決定が必要															



## 地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要表

この表は、用途地域に係る建築物の用途の制限の概要表に、地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要を加えたものです。

建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	準工業生産エリア	工業地域	工業専用地域	(用途地域指定区域を除く)	備考
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	○	④	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	⑤	○	○	○	○	○	④	○	② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○		○	○	○	○	○	④	○	③ 2階以下
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	④	○	④ 物品販売店舗、飲食店を除く
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	④	○	⑤ 農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの										○	○	○	○			
事務所等	事務所等の床面積が 200㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が 200㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの					○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館						▲	○	○		○	○	○	○			▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等						▲	▲		○	○	○	○	▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等						▲	▲		○	○	○	○	▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							①		○	○	○	○			②	① 客席200㎡未満 10,000㎡以下 ② 10,000㎡以下
	キャバレー、ナイトクラブ等、個室付浴場等										○	▲				○	▲ 個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○		○	○	○	○				
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫(付属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
	(注)一団地の敷地内については別に制限あり																
	倉庫業倉庫							○		○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
	自家用倉庫				①	②	○	○	③	○	○	○	○	○	○	○	③ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る
	畜舎(15㎡を超えるもの)					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の床面積が50㎡以下		①	①	①	○	○	○	②	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり。① 2階以下 ② 上記の制限に加えて、農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するもの(著しい騒音を発生するものを除く。)に限る
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						①	①	①	②	③	③	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場										③	③	○	○	○	○	① 50㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場												○	○	○	○	② 農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するもの(著しい騒音を発生するものを除く。)に限る
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場														○	○	③ 150㎡以下	
自動車修理工場						①	①	②		③	③	○	○	○	○	原動機の制限あり 作業場の床面積	
火薬、石油類、ガスなどの危険物貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○		○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
	量が少ない施設									○	○	○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設											○	○	○	○	○	
	量が多い施設													○	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画決定が必要															

## 地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要表

この表は、用途地域に係る建築物の用途の制限の概要表に、地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要を加えたものです。

建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	(用途地域化区域の指定区域を除く)	備考
○ … 建築ができる用途																
■ … 原則として建築ができない用途																
①, ②, ③, ④, ▲ … 面積, 階数等の制限あり																
住宅, 共同住宅, 寄宿舍, 下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で, 非住宅部分の床面積が, 50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 日用品販売店舗, 喫茶店, 理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下
	店舗等の床面積が 150㎡を超え, 500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	② ①に加えて, 物品販売店舗, 飲食店, 損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下
	店舗等の床面積が 500㎡を超え, 1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	③ 2階以下
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え, 3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④ 物品販売店舗, 飲食店を除く
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え, 10,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑤ 農産物直売所, 農家レストラン等のみ。2階以下
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの									○	○	○	○	○	○	
事務所等	事務所等の床面積が 200㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が 200㎡を超え, 500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え, 1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え, 3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル, 旅館						▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場, スケート場, 水泳場, ゴルフ練習場, パッティング練習場等					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等					▲	▲		○	○	○	○	○	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	麻雀屋, ばちこ屋, 射的場, 馬券・車券発売所等					▲	▲		○	○	○	○	○	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場							①	○	○	○	○	○	○	○	① 客席200㎡未満 10,000㎡以下 ② 10,000㎡以下
	キャバレー, ナイトクラブ等, 個室付浴場等									○	▲					▲ 個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学, 高等専門学校, 専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所, 一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社, 寺院, 教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場, 診療所, 保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム, 身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター, 児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫(付属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ① ② ③ については, 建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
	(注)一団地の敷地内については別に制限あり															
	倉庫業倉庫							○	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下 ③ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る
	自家用倉庫				①	②	○	○	③	○	○	○	○	○	○	
	畜舎(15㎡を超えるもの)					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	パン屋, 米屋, 豆腐屋, 菓子屋, 洋服店, 畳屋, 建具屋, 自転車店等で, 作業場の床面積が50㎡以下		①	①	①	○	○	○	②	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり。① 2階以下 ② 上記の制限に加えて, 農産物を生産, 集荷, 処理及び貯蔵するもの(著しい騒音を発生するものを除く。)に限る
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						①	①	①	②	③	③	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場										③	③	○	○	○	② 農産物を生産, 集荷, 処理及び貯蔵するもの(著しい騒音を発生するものを除く。)に限る
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場												○	○	○	③ 150㎡以下
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場													○	○		
自動車修理工場						①	①	②		③	③	○	○	○	原動機の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下	
火薬, 石油類, ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
	量が少ない施設									○	○	○	○	○		
	量がやや多い施設											○	○	○		
	量が多い施設												○	○		
卸売市場, 火葬場, と畜場, 汚物処理場, ごみ焼却場等		都市計画決定が必要														